

平成26年度

第1回 宇都宮市子ども・子育て会議

各種基準に関する条例制定について

平成26年7月1日



宇都宮市

子ども部 子ども未来課・保育課

教育委員会事務局 生涯学習課

各条例（案）の全体像

○ 子ども・子育て支援法に基づき、条例制定が義務付けされているものに関して本市の条例で定める。

条例の名称 (仮称)		宇都宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	宇都宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	宇都宮市保育の必要性に係る認定の基準に関する条例
条例制定の義務付けの有無		有				無
従うべき基準と参酌すべき基準	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級の編制、配置するべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数</li> <li>保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの</li> <li>運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の資格、員数、乳幼児の適切な処遇の確保、安全確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童支援員（指導員）の資格、員数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用定員</li> <li>施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの</li> </ul>	<p>【認定区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1号認定者 保育を必要としない満3歳以上児</li> <li>2号認定者 保育を必要とする満3歳以上児</li> <li>3号認定者 保育を必要とする満3歳未満児</li> </ul> <p>【認定基準】</p> <p>[事由] 内閣府令で定める事由(就労・疾病等)</p> <p>[区分] 「保育標準時間」、「保育短時間」</p> <p>※1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮し、各市町村が定める</p> <p>[優先利用] ひとり親家庭等</p>
	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援の内容</li> <li>家庭との連絡</li> <li>苦情への対応 ・・・等</li> </ul> <p>「従うべき基準」以外</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育室設備等の基準</li> <li>保護者との連絡</li> <li>保育時間 ・・・等</li> </ul> <p>「従うべき基準」以外</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開所時間及び日数</li> <li>専用区画の面積</li> <li>支援の単位 ・・・等</li> </ul> <p>「従うべき基準」以外</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校との連携</li> <li>教育・保育の提供の記録</li> <li>運営規定 ・・・等</li> </ul> <p>「従うべき基準」以外</p>	

## 条例制定にあたっての基本的な考え方

- 本市ではこれまで、国の基準のもと、施策・事業を展開し、子どもの教育・保育・健全育成を図るために必要な水準を確保してきたことを踏まえ、国がより専門的な見地から基準検討部会において十分に検討してきた新たな基準を基本としつつ、本市の実情や地域特性を考慮し、より適切なサービスが提供できる場合等には、本市独自の基準を設けることとする。

## 本市における基準

- ☆項目以外の内容については、国が定める基準において、十分に水準が確保されており、その基準を引き上げ又は追加する必要性がないことから、国の基準をそのまま市の基準とする。

条例の名称 (仮称)		宇都宮市幼保連携型認定 こども園の学級の編制、 職員、設備及び運営に関 する基準を定める条例	宇都宮市家庭的保育事業 等の設備及び運営に関す る基準を定める条例	宇都宮市放課後児童健全 育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条 例	宇都宮市特定教育・保育 施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準 を定める条例	宇都宮市保育の必要性に 係る認定の基準に関する 条例
検討の 方向性	本市独自の 基準	なし	なし	☆ 支援の単位毎の児童 数基準	なし	☆ 保育短時間認定の就 労時間の下限設定
	上 記 理 由	幼稚園、保育所、現行 の幼保連携型認定こども 園の各基準のうち、最も 高い水準を引き継ぐこと を基本としており、教育 ・保育の質が十分確保 できるものであるため。	主に0～2歳の子ども を対象とした小規模な事 業の特性を踏まえ、保育 士の配置比率の向上や連 携施設の設定などが基準 として盛り込まれており、 保育の質が十分確保 できるものであるため。	国から「1の支援の単 位を構成する児童の数 は、概ね40人以下とす る。」(参酌基準)と示さ れたことから、本市の現 状等を踏まえた本市の基 準の検討が必要。	公的給付の対象となる 施設や事業者の運営を確 認するための基準(事項) が過不足なく適切に盛り 込まれているため。 【主な項目】 ・ 子どもの心身の状況 の把握 ・ 子どもの適切な処遇 ・・・等	保育短時間認定におけ る就労時間の下限につい ては、国が「1か月当た り48時間以上64時間 以下の範囲で市区町村が 地域の就労実態等を考慮 し、各市区町村が定める 時間」としていることか ら、本市の就労時間の下 限設定の検討が必要。

# 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準について

## これまでの国の動向

### ● 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書より(平成25年12月25日)

- 平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設や、認定こども園制度の改善のほか、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、放課後児童クラブもその一つとして位置付けられている。
- また、放課後児童クラブについては、子ども・子育て関連3法の中の児童福祉法の改正により、事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたほか、対象児童の明確化、市町村の関与の強化、市町村の情報収集の規定等が盛り込まれた。

#### ● 現行の位置づけ

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。（平成9年の児童福祉法の改正により法律に位置づけ）

#### ● 現行の運用基準

国として事業のあるべき水準を示しているのは、放課後児童クラブガイドラインと国庫補助基準である。

#### ● 新制度での基準と方向性

省令上の基準として定めるものとしては、職員の資格、員数、施設、開所日数・開所時間や、ガイドラインで示されている集団の規模、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の総則（一般原則等）に規定されている事項とすることが適当である。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）

平成26年4月30日公布

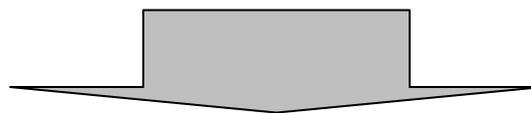
### 対応の考え方

- 国の定める基準において、十分に水準が確保されており、その基準を引き上げ又は追加する必要性がない。

ただし、「職員基準（支援の単位）」については、経過措置を設ける。

「職員基準（支援の単位）」に係る経過措置について

国が定める基準	本市の現状
<p>➤ 「1の支援の単位を構成する児童の数は、概ね40人以下とする。」(参酌すべき基準)</p>	<p>➤ 基本的な指導員の配置人数</p> <p>児童数21人～60人 = 指導員 2人</p> <p>61人～70人 = 3人</p>



### 対応の考え方

- 現在、本市では児童数60人まで指導員2人配置体制を基本としているが、放課後児童クラブの中には独自に指導員を加配しているケースも多く見受けられる。(現在、全クラブ平均で児童45.2人に対して指導員2.6人配置となっている。)
- 国においては、「社会保障審議会児童福祉部 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」の意見を踏まえ、児童が相互に関係性を構築し、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、職員が個々の児童と信頼関係を築いたりできる単位として、「概ね40人以下」を支援の単位とする国の基準が示された。
- 急激に60人から40人程度の単位を引き下げると、単位毎に配置する指導員の確保が困難であることや指導員報酬に係る保護者負担金が急増することになるため、5年間の経過措置を設け、段階的に引き下げることとする。

### 基準（案）

- 「職員基準の内、支援の単位」については、  
国の基準をそのまま市の基準として  
「概ね40人以下」とする。
- 一方で、各クラブにおける指導員確保の困難性や  
保護者負担金の急激な変化に対応する必要があるため、  
5年間の経過措置を設ける。  
(現行の児童数60人につき指導員2人配置の基準を  
段階的に「概ね40人以下」に引き下げる。)

参 考

○「支援の単位」の変動による指導員の増

	現在の制度	新制度	
		対象学年拡大前	対象学年拡大後
登録児童数	3,798人 (H26.4 登録児童数)	3,798人 (H26.4 登録児童数)	4,837人 (H27.4「量の見込み」数)
「支援の単位」の上限	70人/3人 60人/2人	40人/2人	40人/2人
「支援の単位」の数量	84クラブ	123クラブ	147クラブ
配置する指導員の人数	183人	246人 <b>(+63人)</b>	294人 <b>(+111人)</b>
指導員報酬の額	5.18億円	7.05億円	8.44億円
市委託料	3.81億円	5.15億円 (※1)	6.16億円 (※1)
保護者負担金(※2)	1.37億円	1.90億円 <b>(+0.53億円)</b>	2.28億円 <b>(+0.91億円)</b>

※1 指導員にかかる人件費の内、平日午前中分と障がい児加配分を除き、社会保険料等の法定福利費を含む金額について、指導員1人当たりの平均単価（2,094千円）を元に試算

※2 保護者負担金については、クラブ毎に市の委託料に上乗せして独自に金額設定しているため、指導員1人当たりの人件費に係る保護者負担金の平均単価（H25実績額774千円）を元に試算

(登録児童数50人(※3)のクラブの場合)

	現在の制度	新制度	
		対象学年拡大前	対象学年拡大後
登録児童数	50人	50人	65人 (※4)
「支援の単位」の数量	1クラブ	2クラブ	2クラブ
配置する指導員の人数	2人	4人 <b>(+2人)</b>	4人 <b>(+2人)</b>
指導員報酬の額	5,736千円	11,472千円	11,472千円
市委託料(※1)	4,188千円	8,376千円	8,376千円
保護者負担金(※2)	1,548千円	3,096千円	3,096千円
(児童1人当たり)	約31,000円	約62,000円 <b>(+約31,000円)</b>	約47,500円 <b>(+約16,500円)</b>

※3 H26.4 現在のクラブ規模毎に最多人数帯が45人～55人であることから、その中間値を採用しモデルとして試算

※4 H26.4 登録児童数を50人とし、H27.4「量の見込み」の伸び率(1.27倍)を元に試算

## 保育の必要性の認定について

- 保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。  
(子ども・子育て支援法 19 条等)

### 3つの認定区分

#### 1号認定者

保育を必要としない  
満3歳以上児

#### 2号認定者

保育を必要とする  
満3歳以上児

#### 3号認定者

保育を必要とする  
満3歳未満児

### 3つの認定基準

#### ①【事由】

保護者の労働又は疾病  
その他の内閣府令で定  
める事由

#### ②【区分】

- ・「保育標準時間」
- ・「保育短時間」  
(保育の必要量)

#### ③【優先利用】

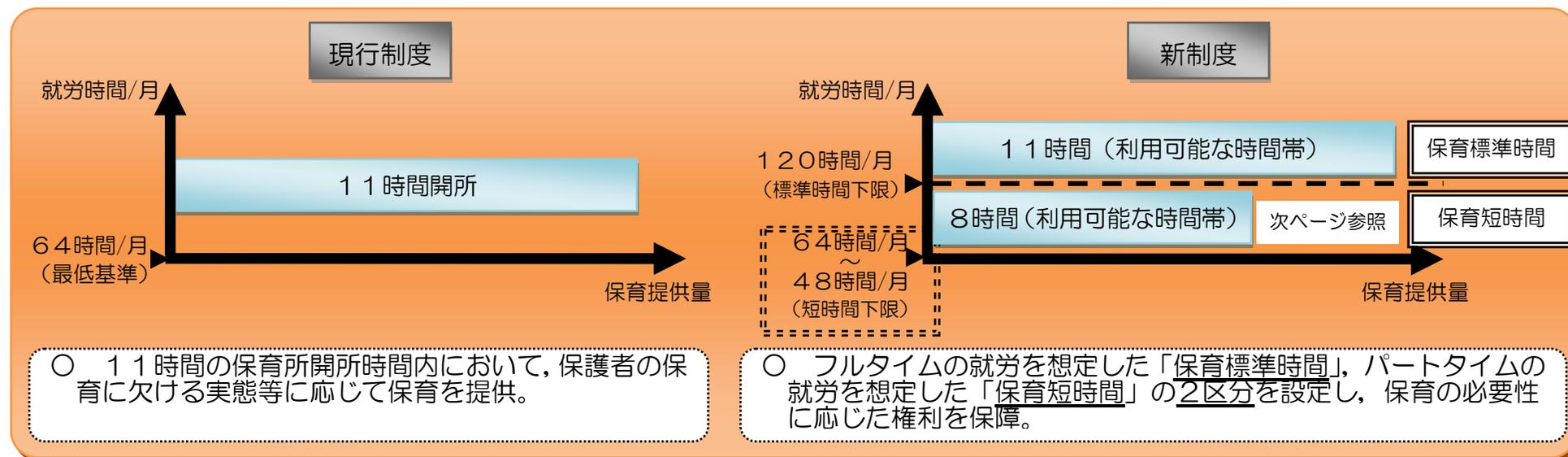
ひとり親家庭や虐待の  
おそれのあるケースの  
子ども等

①【事由】

	<p>現行制度 （「保育に欠ける」）</p>	<p>新制度 （「保育の必要性」）</p>
<p>事 由</p>	<p>○ 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>① 昼間労働することを常態としていること（就労）</p> <p>② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）</p> <p>③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）</p> <p>④ 同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）</p> <p>⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）</p> <p>⑥ 前各号に類する状態にあること。（その他）</p>	<p>○ 以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p><u>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</u></p> <p>① 就労</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）</li> </ul> <p>② 妊娠、出産</p> <p>③ 保護者の疾病、障害</p> <p>④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</li> </ul> <p>⑤ 災害復旧</p> <p>⑥ <u>求職活動 ・ 起業準備を含む</u></p> <p>⑦ <u>就学 ・ 職業訓練校等における職業訓練を含む</u></p> <p>⑧ <u>虐待やDVのおそれがあること</u></p> <p>⑨ <u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u></p> <p>⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

## ②【区分】

- 保育認定については、「長時間」＝「保育標準時間」及び「短時間」＝「保育短時間」の2区分の保育必要量を設けることになる。  
※ 教育標準時間認定に関しては特段区分は設けない。



### ● 国の子ども・子育て会議資料「保育の必要性の認定について」から抜粋(平成26年1月15日)

#### 〔就労以外の事由についても、保育標準時間利用・保育短時間利用の区分設定を行うか。〕

- 就労以外の事由についても、例えば、親族の介護・看護においても、付き添いに必要な時間が人によって異なることから、保育標準時間、保育短時間の区分を設けることを基本とする。
- ただし、「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」のような事由については、特段、保育標準時間と保育短時間の区分を設けず、利用者負担も一律とすることとする。

#### 〔「保育短時間」の下限をどのように設定していくか。〕

- 市区町村数の分布を見ると、1ヶ月48時間で設定している市区町村が全体の間中点となり、0～5歳人口割合の分布を見ると、1ヶ月64時間で設定している市区町村が全体の間中点となること
- 下限を設けている市区町村の中では、1ヶ月64時間で設定している市区町村が最も多いこと
- 特別区などの都市部においては1ヶ月48時間で設定している場合も多く、これらの市区町村においては、就労時間が週16時間(1ヶ月64時間換算)未滿の層が、一定数、現に保育所を利用していると見込まれること
- 現行制度における実態を踏まえ、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。

②【区分】（続き）〔保育短時間における就労時間別の保育所利用形態〕

保育が必要な時間帯(送迎に必要な時間(前後1時間)を含む)  
 保育が利用可能な時間帯

**保育の保障時間**  
 8時間×5日=40時間/週(160時間/月)

保育短時間の標準的パターン

100時間/月勤務の世帯

\* 1日5時間, 週5日の勤務の場合

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
7:00							
8:00							
9:00	■	■	■	■	■		
10:00	■	■	■	■	■		
11:00	■	■	■	■	■		
12:00	■	■	■	■	■		
13:00	■	■	■	■	■		
14:00	■	■	■	■	■		
15:00	■	■	■	■	■		
16:00	■	■	■	■	■		
17:00							
18:00							
19:00							

保育が必要な時間帯(送迎に必要な時間を含む) =  $\frac{35}{40} = \frac{9}{10}$



保育の保障時間内において、保育が必要な時間帯(送迎に必要な時間を含む。)が6割以上のため、保育の必要性を認定する。

64時間/月勤務の世帯

\* 1日4時間, 週4日の勤務の場合

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
7:00							
8:00							
9:00	■	■	■	■	■		
10:00	■	■	■	■	■		
11:00	■	■	■	■	■		
12:00	■	■	■	■	■		
13:00	■	■	■	■	■		
14:00	■	■	■	■	■		
15:00	■	■	■	■	■		
16:00	■	■	■	■	■		
17:00							
18:00							
19:00							

保育が必要な時間帯(送迎に必要な時間を含む) =  $\frac{24}{40} = \frac{6}{10}$



保育の保障時間内において、保育が必要な時間帯(送迎に必要な時間を含む。)が6割以上のため、保育の必要性を認定する。

48時間/月勤務の世帯

\* 1日4時間, 週3日の勤務の場合

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
7:00							
8:00							
9:00	■	■	■	■	■		
10:00	■	■	■	■	■		
11:00	■	■	■	■	■		
12:00	■	■	■	■	■		
13:00	■	■	■	■	■		
14:00	■	■	■	■	■		
15:00	■	■	■	■	■		
16:00	■	■	■	■	■		
17:00							
18:00							
19:00							

保育が必要な時間帯(送迎に必要な時間を含む) =  $\frac{18}{40} = \frac{4}{10}$



保育の保障時間内において、保育が必要な時間帯(送迎に必要な時間を含む。)が4割程度のため、就労形態に応じた保育サービスを提供する。

### ③【優先利用】

- それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用。

	国が検討した「優先利用」
事由	<p>① ひとり親家庭</p> <p>② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）</p> <p>③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</p> <p>④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</p> <p>⑤ 子どもが障害を有する場合</p> <p>⑥ 育児休業明け 例）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合</li><li>・ 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合</li><li>・ 1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合</li></ul> <p>⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</p> <p>⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</p> <p>※ 連携施設に関する経過措置</p> <p>⑨ その他市町村が定める事由</p> <p>※ このほか、選考の際に、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。</p> <p>※ また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。</p> <p>※ 併せて、放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。</p>

## 保育短時間認定における就労時間の下限設定について

### 国における下限設定に当たっての考え方

- 保育短時間の設定にあたっては、
  - フルタイム就労者は、1週当たりの就労日数を週5日としていることが一般的
  - 1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業者が大半であることを踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定することとし、
- その上で、地域ごとの就労の実情が多様であり、それを反映した市区町村の運用にも幅があることを踏まえる。



国が定める基準	本市の現状
➤ 「1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市区町村が地域の就労実態等を考慮し、各市区町村が定める時間」を基本	➤ 「1日4時間以上かつ週4日以上（64時間以上/月）」を最低基準



### 対応の考え方

- 本市の下限設定にあたっては、国の考え方を踏まえるとともに、本市の実態を踏まえ、設定するものとする。

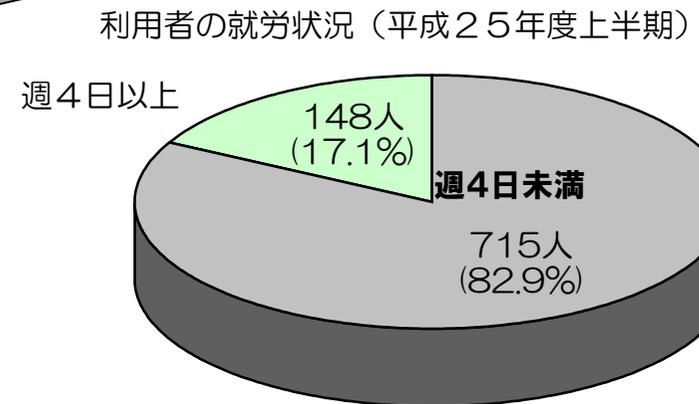
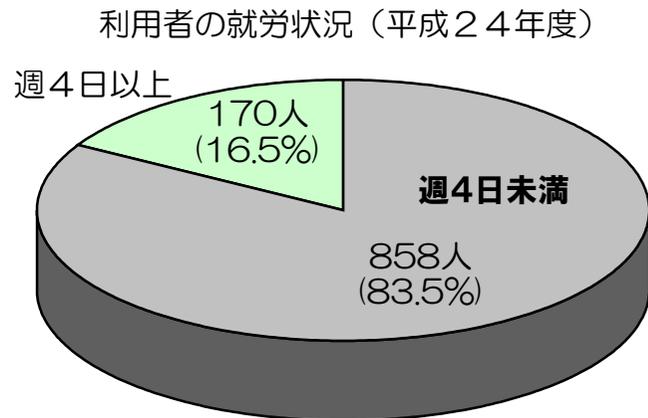
## 本市の実態

- ① 現在、本市の保育所入所要件は、「1日4時間以上かつ週4日以上（64時間以上/月）」の就労を基本としていること。
- ② 本市の保育所入所状況は、4月当初から定員を上回っており、現行の下限（64時間以上/月）においても、入所希望者全員を受け入れられていない状況であること。（平成25年度）

就労形態における要件	実施箇所数（定員）	利用実績（利用率）	
		4月	10月
64時間以上/月 （1日4時間以上かつ週4日）	78箇所（6,985）	7,614人（109%）	8,318人（119%）

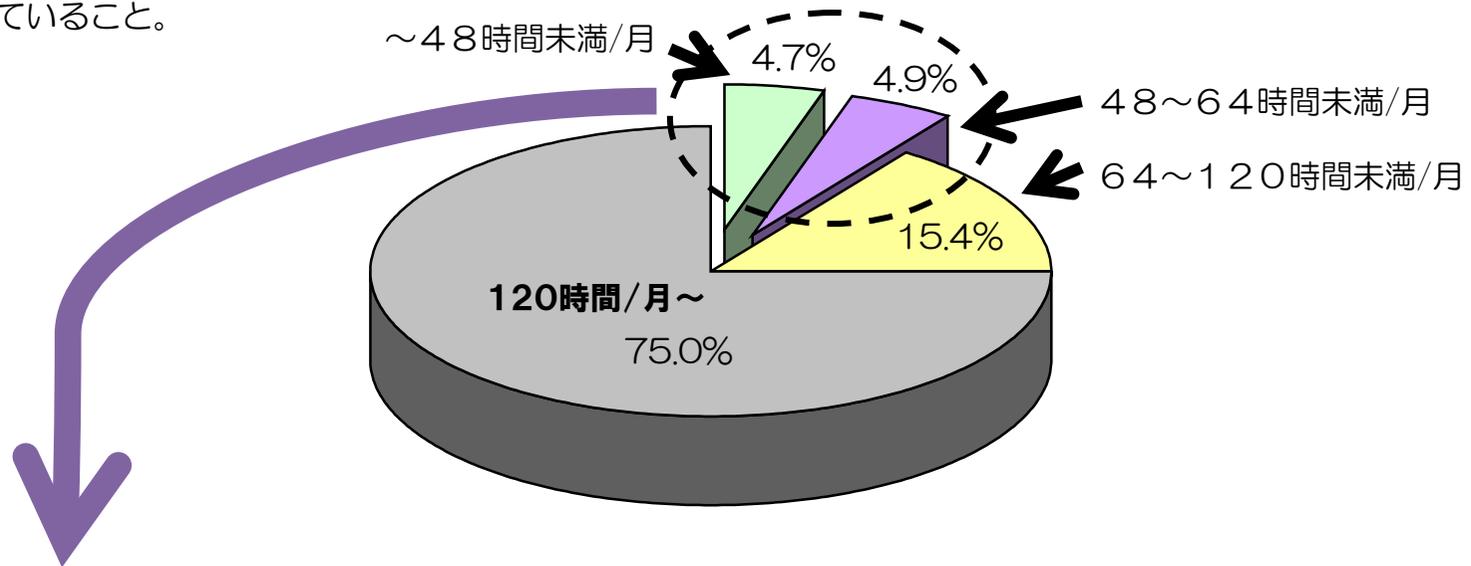
- ③ 一時預かり事業の利用者は、8割以上が1か月当たり64時間未満の勤務を常態としていること。

就労形態における要件	実施箇所数（定員）	利用実績（利用率）※1日あたり	
		4月	10月
制限無し	10箇所（65）	24人（37%）	30人（46%）

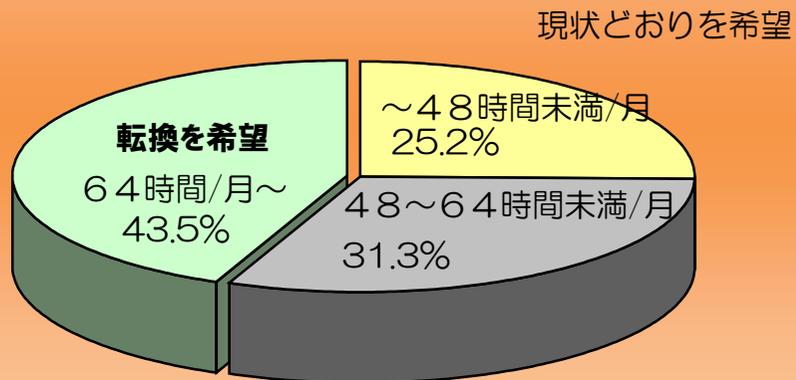


本市の実態（続き）

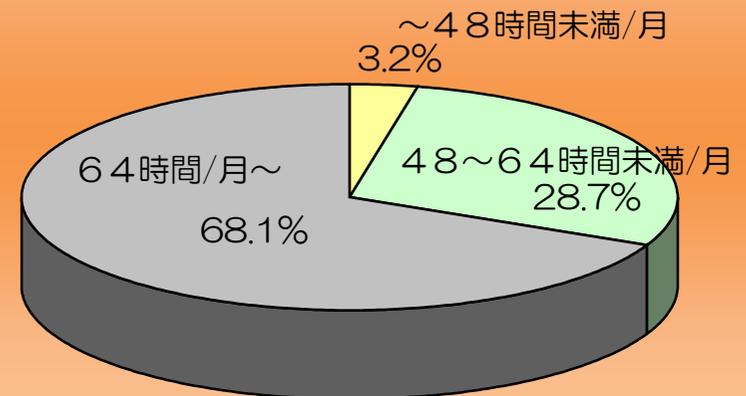
④ 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（H25.10 実施）の結果において、9割以上の世帯が1か月当たり64時間以上の勤務を常態としていること。



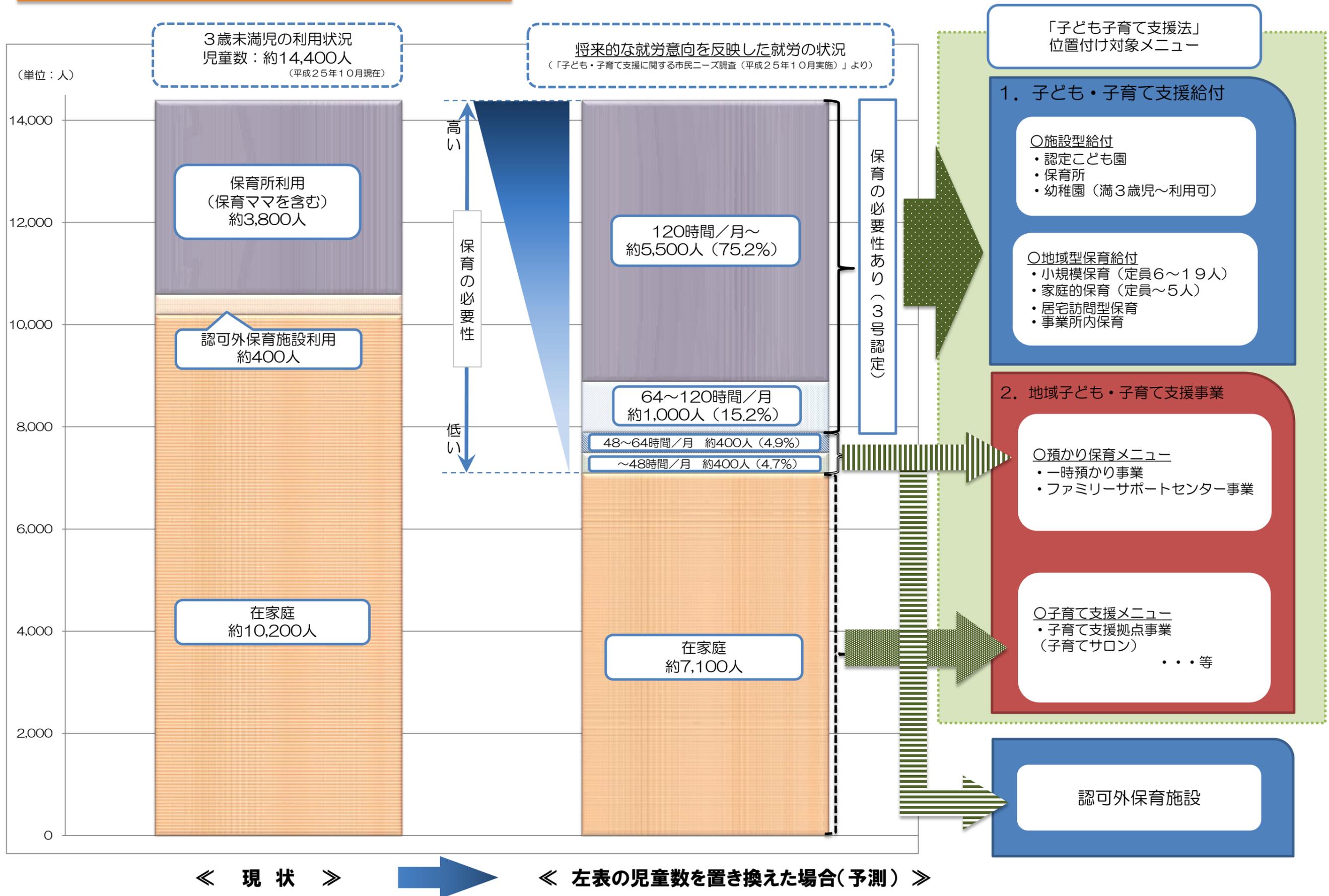
➤64時間未満/月（9.6%）の母親が将来的に希望している勤務形態



➤現在、就労していない母親が将来的に希望している勤務形態



# 3歳未満児の利用状況と今後の予測について



### 基準（案）

- 「保育短時間認定の就労時間の下限設定」は、  
現行基準64時間/月 とする。
- 64時間/月 未満の就労世帯は、  
「一時預かり事業」で対応する。